

令和5年度策定・変更予定の計画等

計画等の名称	計画期間	区分	備考(根拠法令、上位計画等)	所管部局名 所管課名
滋賀県教育振興基本計画(第4期)	令和6年度～ 令和10年度(予定)	策定	根拠法令：教育基本法(第17条第2項)	教育委員会事務局 教育総務課
(仮称)滋賀県立高等学校魅力化に向けた学科改編等実施計画	未定	策定	「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」および「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」を受けて策定	教育委員会事務局 高校教育課 魅力ある高校づくり推進室
第5次滋賀県子ども読書活動推進計画	令和6年度～ 令和10年度	策定	根拠法令：子どもの読書活動の推進に関する法律(第9条) 上位計画：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」	教育委員会事務局 生涯学習課

第4期滋賀県教育振興基本計画の策定について

1. 策定の趣旨

- 現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」については、令和5年度(2023年度)が終期となることから、令和4年度(2022年度)から次期計画の策定に着手し、令和5年(2023年)12月の策定に向けて取り組む。
- この計画は、「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」に規定される「県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画」のうち教育分野において該当するものであり、滋賀県議会の議決を経て策定することとしたい。
- この計画は、現行計画と同様に、次期「滋賀の教育大綱」としても位置付ける。

2. 計画の枠組

(1)計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)まで(5年間)

(2)計画の性格

- ・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される地方公共団体の長が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付ける。

3. 策定の進め方

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)で知事の附属機関として規定される滋賀県教育振興基本計画審議会へ令和4年10月13日に諮問をし、これまでに4回の会議が開催され審議が進められたところ。今後、同審議会から答申を得たうえで案を調製し、滋賀県議会の議決を経て策定する。併行して、滋賀県総合教育会議において、次期「滋賀の教育大綱」の策定に関する協議を行う。

4. これまでの主な経過(教育大綱の策定に関する経過を含む。)

令和4年(2022年)5月11日	滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」策定の進め方)
9月2日	滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」策定方針)
9月14日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(次期滋賀県教育振興基本計画の策定に向けた取組状況)
10月13日	滋賀県教育振興基本計画審議会会議(諮問、意見交換)
11月7日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(次期滋賀県教育振興基本計画の策定に向けた取組状況)
11月11日	滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」骨子案)
11月25日	滋賀県教育振興基本計画審議会会議(次期滋賀県教育振興基本計画骨子案)
12月14日	教育・文化スポーツ常任委員会報告(次期滋賀県教育振興基本計画骨子案)
令和5年(2023年)1月17日	滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」素案)
1月24日	滋賀県教育振興基本計画審議会会議(次期滋賀県教育振興基本計画素案)

- 3月8日 教育・文化スポーツ常任委員会報告(次期滋賀県教育振興基本計画素案)
- 3月27日 滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」の策定に向けた中学生・高校生との意見交換)
- 4月 市町および関係団体への意見照会
- 5月12日 滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」素案の見直し)
- 5月24日 滋賀県教育振興基本計画審議会会議(答申素案)

5. 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和5年(2023年)6月8日 滋賀県教育振興基本計画審議会会議(答申案)
- 6月 滋賀県教育振興基本計画審議会答申
- 7月 滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」原案)
- 7月 県民政策コメント
- 9月 滋賀県総合教育会議(県民政策コメント結果)
- 9月 県議会 計画策定状況報告
- 11月 滋賀県総合教育会議(次期「滋賀の教育大綱」案)
- 11月 県議会提案
- 12月 計画策定

※県議会常任委員会には随時報告

(参考) 教育基本法 (平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(参考2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

(仮称) 滋賀県立高等学校魅力化に向けた学科改編等実施計画の策定について

1. 策定の趣旨

人口減少、少子高齢化やグローバル化、情報化、技術革新の進展等、急速に社会情勢が変化する中で、概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高校の在り方の基本的な考えを示した基本方針を令和4年3月に策定した。

この基本方針に基づき、全県的視野から各県立高校の魅力化の方向性を示す「滋賀の県立高等学校魅力化プラン(以下、「魅力化プラン」という。)」を令和5年3月に策定し、各県立高校の魅力化の取組を推進していくこととした。

今後、魅力化プランに基づき、学科改編等の取組を含め魅力化を推進するため、必要に応じて「(仮称) 滋賀の県立高等学校魅力化に向けた学科改編等実施計画(以下、「実施計画」という。)」を策定し、学科改編等に向けた具体的な検討を進める。

2. これまでの経緯

令和2年6月	滋賀県立高等学校在り方検討委員会の設置、諮問
令和3年10月	「これからの県立高等学校の在り方について」答申
令和4年3月	「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」策定
令和4年10~11月	地域別協議会の開催(7回)
令和5年3月	「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」策定

3. 策定の進め方

魅力化プランに基づき、学科改編等を見据えた魅力化の取組を検討する高校内に、魅力化に係る検討委員会等を立ち上げ、関係者等の意見を反映させながら、具体的な方向性の検討を行い、実施計画の策定を進める。

4. 主なスケジュール

年度内に計画を策定予定

次期(第5次)滋賀県子ども読書活動推進計画の策定について

1 策定の趣旨

現行の「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」については、令和5年度(2023年度)が終期となることから、今年度より次期計画の策定に着手し、令和6年(2024年)3月の策定に向けて取り組むもの。

2 計画の枠組

(1)計画期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度)(5年間)

(2)計画の性格

○子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(努力義務)

○国の「子ども読書活動推進基本計画」(令和5年3月第五次基本計画策定)や県の他の関連計画と整合性を図った計画

○県内市町が「市町子ども読書活動推進計画」を策定する際の基本となる計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(抜粋)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 策定の進め方

○教育委員会に設置する「しが子ども読書活動推進協議会」において、基本的方針および重点的に取り組む事項等について協議し、策定を進める。

○市町や関係機関、団体、学識経験者等から意見聴取を行い、検討に反映させる。

4 主なスケジュール

年度内に計画を策定予定